おわりに

スコットランドにおける分離独立住民投票

――アイルランドの分離独立とケベックにおける分離独立住民投票との比較の視点から―

力 昌 幸

目 次

はじめに

イギリスとスコットランド

スコットランドの歴史――なぜスコットランドはイギリスの一部となったのか

分離独立の政治――なぜ先進国では分離独立が見られないのか

アイルランドとの違い――イングランドの「植民地」か、あるいは「パートナー」か

Ŧi. 分離独立住民投票 (二) スコットランド独立に向けた困難なハードル 分離独立住民投票 (一) カナダ、ケベック州の経験は何を意味するのか

同志社法学 六六巻四号

はじめに

何らかの理由により特定地域に居住する住民の間で自分たち自身の国家を持つことを望むナショナリズムの動きが強ま 地でナショナリズムの動きが強まり、その結果として、多くの独立国家が誕生することになった。また、一九八九年一 ることにより、新たな独立国家が誕生することは世界の中でよく見られてきた、と言っても過言ではない。 主義体制によって維持されてきた多民族連邦国家の中から、多数の独立国家を発生させることになった。このように、 一月のベルリンの壁崩壊を契機とする東西冷戦の終結は、旧ソ連や旧ユーゴスラヴィアの解体に見られるように、共産 第二次世界大戦以降、それまでイギリスやフランスなどヨーロッパ列強の植民地となっていたアジアやアフリカの各

だろう。 られるように、分離独立運動が比較的活発なところも少なくないのである。そこで一つの疑問が生じるのだが、なぜ急 もあるが、中にはイギリスのスコットランドやカナダのケベック、スペインのカタルーニャやバスクなどに典型的に見 た例は見られてこなかった。他方で、先進国の間では分離独立を求めるナショナリズムの勢力がほとんど見られない国 速に独立国家の数が拡大した戦後の時期に、欧米や日本などの先進国の中から新たな独立国家が登場してこなかったの 活水準を達成し、政治的に自由民主主義体制が確立している国において、少なくとも戦後については分離独立が実現し しかしながら、西ヨーロッパや北アメリカの諸国、そして、日本などの典型的な先進国、すなわち、経済的に高い生

投票の経験を持つことになったカナダのケベックの事例との比較検討を行う。そのうえで、第二次世界大戦後の先進国 から事実上、 本稿では、二○一四年九月一八日のスコットランド分離独立住民投票の事例を取り上げて、二○世紀初頭にイギリス 分離独立を遂げることになったアイルランドの事例、そして、二○世紀末に二度にわたって分離独立住民

において必ずしも珍しい存在ではない分離独立運動が、その究極的な目標である独立達成に向けて直面することになる いくつかの困難の特質について光を当てることにしたい。

一 イギリスとスコットランド

ドの位置づけは、ややわかりづらい、あるいは、奇妙に見えるところがあるからである。 く必要がある。なぜなら、イギリスという国家のあり方と現在イギリスの中で一つの地域を構成しているスコットラン スコットランドにおける分離独立住民投票を検討するうえで、イギリスとスコットランドの関係について踏まえてお

本では一般に「イギリス」と呼んでいる。しかし、「イギリス」という言葉は言うまでもなく日本語である。「イギリス」 まず、イギリスという国家のあり方について見ることにしよう。ヨーロッパ大陸の西方に位置する島国のことを、日

「エンゲルス」、「エゲレス」などにあると言われている(近藤、二〇一三年、六ー七頁)。そして、これらポルトガル語 やオランダ語由来の言葉は、英語のイングランドおよびイングリッシュに語源があると考えられる。しかし、ここで注 という言葉の起源は、一六世紀から一七世紀の東アジアで用いられたポルトガル語やオランダ語由来の「アンゲリア」、

意しなければならないのは、「イングランド=イギリス」というわけではない、ということである。 実はわれわれが通常、イギリスもしくは英国と呼んでいる国の正式名称は、「グレート・ブリテンおよび北アイルラ

イギリスは日本のような単一国家ではなく、四つの部分、すなわちイングランド、スコットランド、ウェールズ、北ア イルランドの間の連合によって成り立つ国家である。なお、グレート・ブリテンは、イングランド、スコットランド、 ンド連合王国(The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)」である。この名前が表現しているように

スコットランドにおける分離独立住民投票

同志社法学

アイルランド島 ウェールズが存在する面積二二万平方キロほどの島の名称であり、グレート・ブリテン島は面積約八・四万平方キロ (北海道よりやや大きい)とともに、イギリス諸島を構成する主要な島となっている。

五三八六万人あまりで、イギリスの総人口の実に八割以上を占めている。スコットランドは二番目に大きく、面積では 構成する四つの部分のうち、イングランドが最も大きく、面積では約一三万平方キロ 四万平方キロあまりで日本の約三分の二、人口は約六四一○万人で日本のほぼ半分となっている。そして、イギリスを さて、イギリス諸島の地図を示した<図-1>を見ればわかるように、われわれがイギリスと呼ぶ国の面積は二四・ (北海道の約一・五倍)、人口は

約七・八万平方キロ(北海道程度)、人口五三三万人あまりで、人口ではイングランドの一○分の一にすぎない。その他

(四国よりやや大きい)、人口三〇八万人あまりのウェールズと面積が約一・四万平方キロ

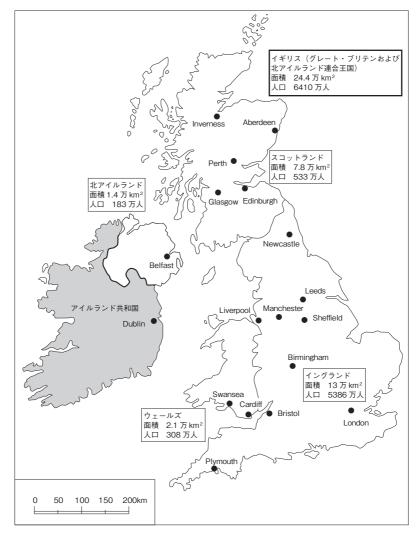
(長

野県とほぼ同じ)、人口一八三万人あまりの北アイルランドが存在している。 ところで、スコットランドは、グレート・ブリテン島の面積のほぼ三分の一を占めるほか、シェットランド諸島、

面積が約二・一万平方キロ

ークニー諸島、ヘブリディーズ諸島など大小八○○ほどの島々から構成されている。ハイランドと呼ばれるスコットラ が続き、イングランドとよく似た地形であると言うことができる(McCormick 2012, 35-63)。 ンドの北部は険しい山岳地帯となっていて、かつて氷河期に氷河に削られた谷間やフィヨルドなどが見られ、ノルウェ ーなど北欧によく似た地形となっている。一方、ローランドと呼ばれるスコットランドの南部ではなだらかな丘陵地帯

ギリスは中央政府と地方政府の権限が明確に分離した連邦国家ではないが、中央政府に権限が集中する単一国家でもな 見なされている。しかし、スタイン・ロッカン(Stein Rokkan)とデレク・アーウィン(Derek Urwin)によれば、イ ところで、イギリスはしばしば日本やフランスなどと並んで中央集権が確立した単一国家(unitary state)であると 独特の連合国家に分類されている(Rokkan and Urwin 1982; 1983)。たしかにスコットランドはイギリスの一部で



参照 John McCormick, *Contemporary Britain*, 3rd edition (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2012), p.5.

Office for National Statistics, Annual Mid-year Population Estimates. 2013 (Newport: Office for National Statistics, 2014).

同志社法学 六六卷四号

スコットランドはイギリスの中で独自の地位を保ってきたと言うことができる(山崎、二〇一一年)。 あり、ロンドンのウエストミスター議会には、いわゆる議会主権の原理にもとづいて最高の政治権力が存在しているが、

老派にもとづくスコットランド国教会)や文化などの面でもかなりの独自性を維持してきた。さらに、行政面でも一八 トランド省の権限は次第に拡大され、一九二六年にはスコットランド省を担当する大臣は閣外大臣から閣内大臣に昇格 八五年にスコットランドの行政を担当する機関として、スコットランド省が設立されている。二〇世紀に入ってスコッ ットランド相がスコットランドに関係する多くの分野の権限を掌握することになった(Mitchell 2014; 梅川・力久、二 して内閣の閣僚に加わった。そして、一九七○年代になると、外交、軍事、租税、マクロ経済政策などを除いて、スコ スコットランドはイングランドとは異なる独自の法制度や裁判制度を持ち、宗教(イングランド国教会とは異なる長

スコットランドの歴史――なぜスコットランドはイギリスの一部となったのか

〇一四年、六九頁)。

ら三○○年ほど前までのスコットランドは独立した王国であった。 現在のスコットランドは、日本やイギリスのような独立国家ではなく、イギリス国内の一地域となっているが、今か

帝国によるスコットランド南部への進出から始まる。それまでスコットランドにはヨーロッパ大陸から渡ってきたと考

スコットランドの歴史は、今から二〇〇〇年ほど前にグレート・ブリテン島の大部分を支配することになったローマ

の間で、スコットランドの支配をめぐって激しい戦いが繰り広げられることになった。ちなみに、ピクト人という名称 えられるケルト系の人々が住んでいたが、ローマ帝国の進出によってピクト人と呼ばれるケルト系の人々とローマ人と

にはそのような彩色や刺青をする風習があったことからローマ人が呼び習わすようになったことに由来している。しば は、ローマ人の言語であるラテン語で体に彩色もしくは刺青をしていた人々を指すもので、スコットランドのケルト人 の線まで後退して守りを固める一方、スコットランドからは撤退することになった。 されて後退し、現在のイングランドとスコットランドの境界からややイングランド側に入った「ハドリアヌスの長城」 らくの間、ローマ帝国はローランドと呼ばれるスコットランドの南部を支配することになったが、次第にピクト人に押

そして、一三世紀末には、スコットランドはイングランドのエドワード一世の下で、一時期イングランドの支配下に置 二〇年のアーブロース宣言によって、スコットランドは再びイングランドとは別個の独立した王国としての地位を取り かれることになった。その後、約三〇年にわたる独立戦争を経て、一三一四年のバノックバーンの戦いでの勝利と一三 に入ってスコットランドの中心部を統一したスコットランド王国が誕生することになった。しかし、スコットランド王 国は北からのヴァイキング勢力の襲来と南の強大なイングランド王国によるたび重なる侵攻に悩まされることになる。 ローマ帝国の支配から離れたスコットランドでは、長い間、さまざまな勢力の間での争いが続いた。ようやく九世紀

スコットランドはほぼ四〇〇年にわたって独立を保ったのである。 戻すことになった(Mitchison 2002, 38-53)。その後もたびたびイングランドとの戦争が繰り返されることになるが、

して、スコットランドでも宗教改革が見られることになり、プロテスタントの宗派である長老派がスコットランド国教 なお、一六世紀に入ってイングランドにおいてプロテスタントのイングランド国教会が主流となったのと時を同じく

会として確立していくことになる。

生涯独身を貫いたイングランドのエリザベス女王(エリザベス一世)が一六〇三年に亡くなると、

として血縁関係にあったスコットランド王ジェイムズ六世に白羽の矢が立った。その結果、ジェイムズは新たにジェイ スコットランドにおける分離独立住民投票 六六卷四号 Ł

にイングランドの支配下にあったが、一六世紀中頃に公式にイングランドに併合されたことから、すでにイングランド イングランドとスコットランドを統治する役割を務めることになったのである。なお、ウェールズは中世以来、実質的 ムズ一世としてイングランド王に即位することになった。こうして、一人の国王(ジェイムズ)が、二つの国家である

王国の一部となっていた。

と呼ばれる統治形態(一君主二国家)を開始させることになったのである。しかし、同君連合はスコットランドにとっ トランドに戻ることはなかったので、スコットランドは国王の代理人によって統治されたからである(Mitchison 2002. て必ずしも望ましいものではなかった。国王は国の規模がはるかに大きなイングランドにとどまって、ほとんどスコッ 以上のように、エリザベス女王の後継者としてスコットランド王のジェイムズが選ばれたことが、いわゆる同君連合

ことになった。しかしながら、このときのイングランド議会はスコットランドとの国家合同を拒否する姿勢を示した。 いて、同君連合を組むイングランドとスコットランドが政治的にも統一されるべきであるとして、両国の合同を求める ところで、ジェイムズ一世(※スコットランドでは六世)は、イングランド国王に即位して初めて開かれた議会にお

たので、イングランドが尊重する自由や権利が国家合同によって骨抜きにされることを恐れたからであった。また、ス なぜなら、多くのイングランド議員たちはスコットランドはイングランドよりも野蛮な国であるという印象を持ってい があったからである。こうして、イングランド、スコットランドの両国で反対が強かったことから、この時期の国家合 イングランドと合同すれば、イングランドの制度や宗教がスコットランドに押しつけられるのではないか、という懸念 コットランド議会でも、同君連合を超えて国家合同にまで進むことには強い反対があった。小国スコットランドが大国

同の試みは挫折することになった。

なる。そして、一六八八年の名誉革命をきっかけとして、国王に対して議会が優位に立つ立憲君主制(いわゆる「国王 の問題が再び浮上することになった。その結果、一七〇七年にイングランドとスコットランドの国家合同がついに実現 は君臨すれども統治せず」の体制)が確立していくことになるが、その中でイングランドとスコットランドの国家合同 するコモンウェルスとなったが、一六六〇年の王政復古により再び同君連合(一君主二国家)の体制が復活することに トランドは一時期、国王の存在しない共和国、すなわち護国卿オリヴァー・クロムウェル(Oliver Cronnwell) し、新しく「グレート・ブリテン王国(The Kingdom of Great Britain)」が発足することになったのである(Whatley その後、一七世紀中頃の国王派と議会派の間の内戦(いわゆるピューリタン革命)によって、イングランドとスコッ

するために、国家合同が実現する前のスコットランドとイングランドの状況を確認することにしよう。 なぜ、かつて反発の強かった両国の国家合同が、一八世紀初頭に実現することになったのか。その背景について理解 名誉革命後のスコットランドとイングランドの関係は、必ずしも良好なものではなかった。名誉革命後に王位に就い

2008; 2014)

ら外国船を排除するために整備されることになったが、イングランドとの貿易はイングランド船に限るという原則のた 時代に制定された航海法(Navigation Acts)は、その後もイングランドとアメリカなどの海外植民地との間の貿易か たウィリアム三世(※スコットランドでは二世)が行っていたフランスとの長期にわたる戦争が、スコットランドに対 して経済的なダメージをもたらしていたのである。たとえば、オランダの海外貿易に打撃を与える目的でクロムウェル

そこで、スコットランドは独自の海外植民地を獲得するために、一六九五年に「アフリカ・インド貿易のためのスコ

めに、スコットランドの船まで排除されることになったのである。

スコットランドにおける分離独立住民投票 (The Company of Scotland Trading to Africa and the Indies)」を立ち上げて、スコットランドとイン 六六卷四号

資金はスコットランドの中だけで集められることになった。 グランドの両国で出資者を募った。しかしながら、イングランドの東インド会社が競争相手の登場に反発してイングラ ンド議会に圧力をかけたことにより、イングランドからの資金提供は禁止されることになった。その結果、この会社の

して、ジャマイカなど比較的近隣の西インド諸島にあったイングランドの植民地からの支援を得られなかったことなど ら、このダリエン計画は熱帯のジャングルに特有の疫病の蔓延や、当時中南米を支配していたスペインからの攻撃、そ 一六九六年に中米パナマ地峡のダリエン地域にスコットランドの植民地を建設する計画がスタートした。

から、多数の死者を出して大失敗に終わった。

ンドの側に引きつけておくために、中米でのスペインの権益を侵すスコットランドの植民地獲得の動きとは一線を画し グランドの東インド会社の影響もあったが、もう一つの理由としては、フランスとの戦争においてスペインをイングラ ちなみに、イングランドがスコットランドのダリエン植民地を支援しなかった理由は、一つには競争企業であるイン

計画の失敗の衝撃は、同君連合を組みながら支援の手をさしのべなかったイングランドに対するスコットランド人の反 めのスコットランド会社は破産し、出資したスコットランド人の多くが巨額の損失を被ることになった。このダリエン ておく必要があったということも考えられる。いずれにせよ、ダリエン計画の失敗によってアフリカ・インド貿易のた

さて、ウィリアム三世(※スコットランドでは二世)は、イングランドの安全保障を確保するためにはそれまでの同

発を強める結果となった (Macwhirter 2014, 77-79)。

ランドの北にあるスコットランドの政治的安定は不可欠であった。なぜなら、フランスはイングランドを背後から脅か ないと考えていた。フランスのルイ一四世との間でヨーロッパの覇権を賭けて戦っていたウィリアムにとって、イング 君連合では十分ではなく、イングランドとスコットランドの議会の合同を通じた両国の国家合同まで進まなければなら

ことを狙っていたからである。しかしながら、ウィリアム在位中はイングランドおよびスコットランドにおいて国家合 すために、名誉革命によって王位を追われたステュアート家の血統に連なる人物をスコットランド王として復位させる 同に対する支持は広がらなかった。こうした状況が大きく変わったのが、ウィリアムの後継者として王位に就いたアン

女王の時代であった。

戦争に関する法(Act anent Peace and War)を制定し、スコットランドの開戦と講和の権限は国王ではなくスコット ド議会に対する働きかけを強めた。しかし、こうした働きかけに反発したスコットランド議会は、一七〇三年に平和と アン女王はウィリアムの遺志を継いで、イングランドとスコットランドの国家合同を実現するために、スコットラン

をスコットランドが追求する可能性をもたらすことになった。スコットランド議会はさらに、一七〇四年に安全保障法 ランド議会が持つことを明らかにした。これはフランスとの戦争を行っていたイングランドとは異なる独自の外交政策

ランド議会が独自に決定することを主な内容としていた。この安全保障法は、スコットランドがイングランドとの国家 たイングランドの王位継承法(Act of Settlement)を受け入れず、スコットランドの王位継承問題についてはスコット

関する法律、すなわち子供のいなかったアン女王の跡を継ぐ将来の国王に、ドイツのハノーヴァ家の人物を指名してい

(Act of Security) を制定することになった。この法律は、一七〇一年にイングランド議会で成立していた王位継承に

とになった

合同どころか同君連合でさえも破棄する意図を示したものとして、イングランドでは危機感を持って受けとめられるこ

グランドの側もスコットランドに対する態度を硬化させていった。イングランド議会は一七〇五年に外国人法 このようにダリエン計画失敗後のスコットランドがイングランドに対する対決姿勢を強めていったのに対して、イン

Act)を制定し、その中で、速やかにイングランドとスコットランドの国家合同へ向けた話し合いが開始されること、

スコットランドにおける分離独立住民投票

れはスコットランド人がイングランドとの貿易をできなくなることを意味しており、この時期にはスコットランドの対 外貿易の大半がイングランドとの貿易に依存していたことから、ダリエン計画の失敗で落ち込んでいたスコットランド スコットランド人を外国人として扱い、イングランドにおいて自由な経済活動をできなくすることを明らかにした。こ そして、もしスコットランドがそれを受け入れなかった場合には、それまでイングランド人とほぼ同等に扱われてきた

経済にとって、さらなる打撃となることは明らかであった(Devine 2000, 4-16)。

財政も一本化されることになった(McLean and McMillan 2005, 13-60)。 に四五名(下院議員総数五五八名の約八%)の代表を送る。②両国間および植民地との貿易を自由化する。③スコット ランドの私法とそれを取り扱う裁判所は現状を維持し、公法のみイングランドの公法に同化させる。このほか、 ンのウエストミンスターを所在地とする)のもとに合同し、スコットランドは上院(貴族院)に一六名、下院 合意に達した。その内容は、①スコットランドとイングランド両国は、一つの議会(イングランド議会のあったロンド 同のための条件を検討するため、一七○六年に両国の代表は協議を開始することになり、約三ヵ月で合同条約に関して 外国人法などのイングランドによるあからさまな経済的脅しの前に、スコットランドは譲歩せざるを得なかった。合 (庶民院 両国の

とができるかどうか定かではなかった。実際に、一七世紀初頭に同君連合が始まって以来、何回か国家合同へ向けた試 に発効することになった。これにより、イングランドとスコットランドは「グレート・ブリテン」という名称の連合王 月にスコットランド議会は合同条約を批准し、同年三月にイングランド議会でも批准がなされたことから、条約は五月 みが見られたが、いずれも挫折に終わっていたのである。しかしながら、根強い反対論にもかかわらず、一七〇七年一

スコットランドではイングランドとの合同条約に対して根強い反対があったために、合同条約が議会の承認を得るこ

国を構成することになったのである(Brown and Fraser 2013, 19-20)。

それゆえ、スコットランドをイングランドの側につなぎ止めておく究極の手段として、両国の国家合同が求められたと もしスコットランドがフランス側に付いたならば、それは安全保障上の深刻な脅威となることは明白だったのである。 ロッパにおける戦争そして世界各地での植民地戦争を通じてフランスとの覇権争いをしていたイングランドにとって、 さて、イングランドとスコットランドの国家合同について、イングランドがそれを求めた理由は明確であった。ヨー

言うことができる。

ドとの国家合同をチャンスと見る勢力も存在していた。特に、貿易商人達は両国の国家合同がもたらす経済的利益に大 の海外植民地とイングランドとの貿易にスコットランド商人が関わることができるようになることを意味していた。ま きな期待を有していたと考えられる。イングランドとの国家合同は、航海法によって参入を阻まれてきたイングランド トランドに厳しい制裁を科すという姿勢が効果を発揮したとすることができるが、スコットランドの中にもイングラン しも優勢というわけではなかった。最終的にはイングランドの強硬姿勢、すなわち国家合同を受け入れなければスコッ それに対して、スコットランドではイングランドとの国家合同については賛否両論あり、合同に賛成する勢力が必ず

益を得ることができると考えられた。このようにスコットランドの側では、イングランドとの国家合同により、イング ランドに輸出して利益を得ていたが、国家合同によってイングランドとの自由な取引が可能になれば、さらに大きな利 た、スコットランドの貴族たちは、自分たちの領地から得られる牛や羊などの家畜、農産物、そして石炭などをイング とすることができる ランドの国内市場および海外植民地市場に対するアクセスを手に入れるという経済的な利益が主な推進力となっていた

あったと思われる。法制度や教育制度などについて、スコットランドがイングランドの制度に同化することなく独自の また、イングランドとの国家合同に際して、スコットランドに対して認められたいくつかの保障も少なからぬ意味が

スコットランドにおける分離独立住民投票

同志社法学

制度を維持することが認められたこと、あるいは、国家合同後もスコットランドにおいてはスコットランド国教会とし おいて国家合同に不安を抱いていた人々をかなり安心させることになったとされている(Colley 2014, 85-93)。 ての長老派の歴史的地位を確認してイングランド国教会からの宗教的な独立性が維持されたことは、スコットランドに

アイルランドとの違い――イングランドの「植民地」か、あるいは「パートナー」か

はイングランドによる支配であると見なされた連合王国体制に対する軍事的な反乱がたびたび発生し、最終的には一九 ジャコバイトの反乱が鎮圧されて以降、スコットランドにおいて目立った軍事的な反乱は見られなくなるのである。 ろうか。あるいは、アイルランドでは連合王国体制に対する抵抗の動きが根強く見られたのに対して、なぜスコットラ することになったのに対して、スコットランドは国家合同以来三○○年以上にわたってイギリスにとどまり続けたのだ る連合王国体制への反乱が頻発することになった。しかし、一七四六年にカローデンの戦いでの敗北によっていわゆる ンドではカローデンの戦い以降、比較的最近になるまで分離独立を求める動きが活発化しなかったのだろうか。 二二年のアイルランド自由国の誕生によって事実上の独立を果たすことになる。なぜアイルランドはイギリスから独立 ところで、スコットランドにほぼ一○○年遅れて一八○一年に連合王国に組み込まれたアイルランドでは、実質的に 一七〇七年のイングランドとの国家合同後、しばらくの間、スコットランドではイングランドが圧倒的な比重を占め

ではない。しかしながら、あえて言うならば、アイルランドはイングランドの「植民地」であったのに対して、スコッ

イギリスからの独立をめぐるアイルランドとスコットランドの違いについて、単純明快な解答をするのは簡単なこと

トランドは小さいながらもイングランドの「パートナー」であったことが影響していたと言えるかもしれない。

にイギリスから独立することになったアイルランドについては、スコットランドとはいくつかの点で大きな違いがあっ

て取り扱ってきたイギリスの政府は、まさに植民地政府と何ら変わるところはないと見られるようになっていたのであ 解放法(Roman Catholic Relief Act)などを通じてカトリックに対するさまざまな差別は撤廃されていくことになる のように実施されていたのである。その後、アイルランド人の抵抗運動を宥めるために、一八二九年のカトリック教徒 くことも認めない、また軍隊については一般の兵卒には採用されるが士官に昇進することはないなどの差別が当たり前 連合王国に併合された後も継続することになった。たとえば、カトリックには参政権を認めない、あるいは、公職に就 中心となっていたイギリスでは、カトリックに対するさまざまな差別が行われ、それは一九世紀初頭にアイルランドが 対立はそれほど目立つものではないが、一六世紀から一七世紀にかけての時期には、いわゆる三○年戦争のように両者 アイルランドでは住民の多数がカトリック教徒であった。現在のヨーロッパでは、プロテスタントとカトリックの宗派 ド国教会とは異なる宗派であるが、広い意味で同じプロテスタントの宗派であることに変わりはない。それに対して、 ットランドでは長老派によるスコットランド国教会が中心となっている。長老派のスコットランド国教会はイングラン (Paseta 2003, 18-31)。しかし、アイルランドのカトリック教徒達の目から見れば、それまで自分たちを二級市民とし の間で血で血を洗う宗教戦争が繰り広げられていたのである。そうした宗教的な対立を背景として、プロテスタントが アイルランドとスコットランドの違いについて、第一に挙げられるのが宗教の違いである。すでに見たように、スコ

られているように、イングランドとスコットランドの国家合同が成立した一八世紀初頭から、北米やアジア、アフリカ 第二の違いとして挙げることができるのが、イギリスの帝国、 いわゆる大英帝国への関わり方の違いである。

№ (McLean and McMillan 2005, 61-89)°

スコットランドにおける分離独立住民投票 六六卷四号 <u>元</u>

の中で少数派のプロテスタントは帝国の拡大に積極的に関わっていたが、多数派のカトリックは先述のカトリック差別 このほか、軍人や行政官などとして、多くのスコットランド人がイギリスの帝国およびその周辺で活躍することになっ Glover)などの日本でもよく知られた人物がいる。また、グラバーと関係が深く、スコットランド人のウィリアム・ジ などの影響もあって、一般兵卒かあるいは海外移民という形でしか帝国の恩恵を享受することができなかったのである ら独立するなど思いもよらないことだったとすることができるだろう (Keating 2009, 24-26)。一方、アイルランド人 た。このように帝国によって大きな利益を上げていたスコットランド人にとって、帝国の恩恵をもたらしたイギリスか ソン商会は、中国で悪名高いアヘン戦争を引き起こすきっかけとなったアヘン貿易で巨額の利益を上げていたのである。 ャーディン(William Jardine)とジェームス・マセソン(James Matheson)が創業した貿易商社ジャーディン・マセ トランド人の中には、たとえば幕末から明治にかけて活躍したトーマス・ブレーク・グラバー(Thomas Blake スコットランド人は商人や軍人、行政官として海外で活躍する絶好の機会を得ることになった。海外で活躍したスコッ 国のため海外で植民地を獲得するのは困難だったと思われる。しかし、強大なイングランドと国家合同することにより、 大きな貢献をすることになった。もしスコットランドが独立国のままであれば、ダリエン計画の失敗が示すように、小 などでイギリスによる植民地獲得の動きが急速に進むことになった。こうした帝国の拡大に対してスコットランド人が

スタントの大地主がカトリックの小作人を搾取する旧態依然の経済構造が継続することになった。その結果、スコット であったが、産業革命後のスコットランドが急速に工業化を進めたのに対して、アイルランドでは農業、それもプロテ た影響を指摘できる。一八世紀に産業革命が起こるまでは、アイルランドもスコットランドも基本的に農業中心の経済 分離独立の動きに関する違いをもたらした第三の点として、アイルランドとスコットランドの経済構造の相違が与え

(Devine 2008)°

宗教的に南のカトリックとは異なるプロテスタントであったということが大きいが、イギリスの中での経済発展や帝国 どころか、一八四五年のジャガイモ凶作によって引き起こされた大飢饉、いわゆるジャガイモ飢饉で一○○万人を超え のもたらした経済的恩恵の果たした役割も少なくなかったとすることができるだろう。 展を遂げた地域は、現在北アイルランドとして連合王国に残留している。残留の理由は北アイルランド住民の多数派が たのに対して、帝国の恩恵をほとんど受けることのなかったアイルランドにおいて、イギリスに対する反発が強まった に国家合同や帝国によって目に見える恩恵を受けたスコットランドでは分離独立を求める動きがほとんど見られなかっ る人々が餓死したことが象徴的に示しているように、生存することさえ困難な状況が広がっていたのである。このよう ランドでは経済停滞が続いていたのである。しかも、小作人を中心とする大多数の農民の生活に多少の改善が見られる ランドはイギリスが支配する帝国の広大な市場を背景として急速な経済発展を遂げることになったのに対して、アイル のは当然であったと言えるかもしれない (Bew 2007, 175-230)。ちなみに、アイルランドで唯一工業化が進み、経済発

―なぜ先進国では分離独立が見られないのか

四

分離独立の政治

第二次世界大戦が終結した一九四五年に国際連合が発足することになるが、そのときの加盟国、いわゆる原加盟国は

加盟国が増加したのかということについては、戦後独立を達成した旧植民地の国々が数多く国連に加盟したことが大き 地域に住む住民が自分たち自身の国家を持つことを望むナショナリズムの動きが強く見られた場合には、結果として新 かったと言えるだろう。このように、戦後に世界各地で新興独立国家が誕生したことが表しているように、 五一カ国であった。それが現在では一九○カ国を超える国々が国連に加盟するようになっている。なぜこのように国連 ある特定の

また、長い間内戦が続いていたアフリカのスーダンでは、二〇一一年に住民投票における圧倒的多数の承認を経て南ス ユーゴスラヴィアの支配下にあった地域においてさまざまな国家が誕生したことにより再確認されたと言えるだろう。 たな国家の誕生に至るのは決して珍しいことではなかった(Young 1994a)。 それは、東西冷戦終結後に、 旧ソ連や旧

ーダンが分離独立を果たし、一九三番目の国連加盟国となっている。

わゆる先進国を構成する地域の中から分離独立が達成された例は、少なくとも第二次世界大戦後は見受けられない。二 旧ソ連および旧ユーゴスラヴィアからもさまざまな独立国家が発生することになったわけであるが、欧米や日本などい このようにかつてヨーロッパ諸国の植民地になっていたアジアやアフリカにおいて数多くの独立国家が誕生し、

独立を果たす戦後初めての例として注目されたのかもしれないが、そもそもなぜ先進国では分離独立がなかなか見られ ることがないのだろうか。 ○一四年九月一八日の住民投票でスコットランドがイギリスから独立することを決定したならば、先進国の中から分離

スコットランドやカナダのケベック、スペインのカタルーニャやバスクなどのように、分離独立運動が比較的盛んなと 日本では分離独立を求める動きはほとんど見られないと言ってよいかもしれないが、 欧米の先進国では、イギリスの

立した国々とは違って、スコットランドやケベックなどの地域では、独裁体制による抑圧や弾圧から逃れるため、 ころが少なくない。ただ、実際に分離独立を遂げたアジア、アフリカの国々や旧ソ連、旧ユーゴスラヴィアから分離独 いは、宗教的な対立の問題を解決するために分離独立が求められているわけではないので、住民が分離独立の是非を検 ある

討する際には経済的な要因が大きな判断材料となっている。一言で言うと、民主主義が機能している先進国では、

経済的に得なのかあるいは損なのかといういわば「損得勘定」が、住民の選択を大きく左右することになる、と考えら な人権侵害などにより既存の体制に対する政治的な不満が爆発して分離独立に至るケースは考え難いので、分離独立は

れるのである。

ことになる。それに対して、分離独立反対派は、分離独立がもたらす経済的なコストを強調して、住民に分離独立を支 分離独立賛成派は、独立によって経済が独立前よりも豊かになることを強調して、住民の支持を獲得しようと努力する このように、先進国においては分離独立の是非を問う住民投票の最大の争点は、経済に関係する争点となる。そして、

いるということである。住民投票で一票を投じる有権者からすれば、分離独立への反対投票は、いわば現状維持への投 ここで注目すべきなのは、経済関連の争点について、分離独立反対派は賛成派に対して基本的に有利な立場に立って

持しないように働きかけるのである。

易に想像がつくだろう。それゆえ、分離独立による経済的な利益についてよほど確信しているのでなければ、住民投票 ため、それが一時的なものであれ経済的にも大きな混乱を引き起こすであろうということは、一般の住民にとっても容 立への賛成投票は、独立という不確かな将来に賭けるいわばギャンブルを意味しているので、経済的なメリットよりも 票であり、反対投票がもたらす経済的な意味も比較的明確であると認識されることになる。簡単に言えば、現状とさほ コストの方に目が行きがちになるのである。また、分離独立は政治的にも社会的にも大きな変化をもたらすことになる ど変わらない経済状況が続くことになるだろう、ということが想像されることになるのである。それに対して、分離独

で賛成投票するのはかなりの勇気を伴う行為であると思われるのである(Young 1994b)。

リスから独立すると、独立国となったスコットランドと残されたイギリスとの間でどのような関係が結ばれるのか、と ことができる。ある地域が分離独立を遂げた場合、新規独立国が良好なスタートを切れるかどうかは、その国がそれま さらに、分離独立後の政治状況に関わる争点でも、分離独立反対派は賛成派に対して有利な立場に立っているとする (継承国家) との関係にかかっている、と言っても過言ではない。たとえば、スコットランドがイギ

な違いが出てくるのは明白であると言えよう。 されるのか、あるいは、外国となったスコットランドに対してイギリスが何らかの経済的な障壁を築くのかでは、大き いう問題がスコットランドの行く末を大きく左右することになるのである。特に、独立前までの円滑な経済関係が維持

性も否定しない、という脅しに近い将来像をちらつかせる場合も考えられるだろう。 強調するのである。そして、分離独立後の最悪のシナリオとして、継承国家が新規独立国に対して経済制裁を行う可能 された継承国家が新規独立国との間での経済関係を独立前と同じように緊密に保つ保障はどこにもない、ということを その点を踏まえて、分離独立反対派は、住民投票で独立への反対を呼びかける理由として、分離独立が実現しても残

暁には、お互いの経済的利益にもとづいて、継承国家と新規独立国の間で独立前と同じように緊密な経済関係が維持さ て経済制裁を行えば、独立国の経済だけでなく、継承国家の経済にも大きな打撃がもたらされるからだ、というわけで そのような脅しを継承国家が現実に実施するのは合理的ではないと主張する。なぜなら、継承国家が新規独立国に対し ある。それゆえ、住民投票が行われる前の反対派の脅しは、単なるブラフ(はったり)にすぎず、分離独立が実現した は合理的であるが(独立への反対票を増やすため)、いったん住民投票において賛成多数で分離独立が実現した後に、 れることになる、と賛成派は主張することになる。 それに対して、分離独立賛成派は、経済制裁のような脅しは分離独立住民投票が実施される前の反対派の戦略として

実現するようにも思われる。なぜなら、お互いの経済的利益にもとづいて考えれば、たしかにそれが「正解」であると と言えるのだろうか。一見すると分離独立賛成派の主張、すなわち独立後も緊密な経済関係が継続するという見通しが ったく異なる見通しを示すことになる。両者の見通しのうち、どちらがより説得的、もしくは信頼できる見通しである さて、以上のように、分離独立実現後の継承国家と新規独立国との経済関係について、分離独立反対派と賛成派はま

することができるからである。

場や営業所を有する継承国家の企業が、両国の経済関係の悪化を恐れて撤退する可能性も否定できないのである。こう づいて冷静な判断がなされるとは限らない。たとえば、分離独立によって残された継承国家の住民が、新規独立国に対 する反発からその国の商品やサーヴィスのボイコットを行う可能性は否定できないだろう。また、新規独立国の中に工 強制的にストップをかけるわけにはいかないとすることができる。 した一般住民や民間企業の行動は、継承国家の政府が新規独立国との経済関係を良好に保つことを願っていたとしても、 しかし、分離独立という大きな政治的ショックを伴う出来事が起こった後に、必ずしもそのような経済的利益にもと

極めると、新規独立国との間でどのような経済関係を築くのかという問題は、後回しにされざるを得ないだろう。以上 間がかかる可能性も十分にあると思われる。このように分離独立後に継承国家の政治過程が一定期間にわたって混乱を のように、分離独立が実現した後の流動的な政治状況を考えると、住民投票で一票を投じる有権者からすれば、 される事態も十分に考えられるだろう。また、それに代わる新たな首相の選出や新しい政権枠組の構築には、かなり時 の主張は希望的観測のように聞こえるのではないか、と言っても過言ではないかもしれない(Young 1994b)。 も考えられる。それまで政権を担当していた与党や首相が、領土を失ったことへの有権者の怒りの前に退陣を余儀なく また、継承国家が分離独立の実現によってその領土の一部を喪失することは、大規模な政治危機を引き起こす可能性

のではないかと思われる。スコットランドの分離独立の是非を問う住民投票においても、 して基本的に有利な立場に立っていることが、先進国において分離独立がなかなか見られない大きな理由となっている 上述のように、分離独立後の経済に関する争点でも、また政治状況に関する争点でも、分離独立反対派が賛成派に対 スコットランド国民党

P:Scottish National Party)などの分離独立賛成派の勢力が反対派に対してなかなか優位に立てなかったのは、分離

スコットランドにおける分離独立住民投票

ると言うことができる。 独立住民投票における賛成派の議論と反対派の議論の構造的な関係、 すなわち反対論の賛成論に対する優位に一因があ

Ŧi. 分離独立住民投票 (一)カナダ、ケベック州の経験は何を意味するのか

となった際、イギリスはケベックのフランス系住民の反発を和らげるために、フランス語の使用やカトリックの信仰 す人々で構成されていて、フランス語はケベック州の公用語であり、カナダ全体でも英語と並んで公用語となっている そしてフランス文化を温存することを容認した。その結果、現在でもケベック州の住民の約八割が主にフランス語を話 の講和条約によってケベックはイギリス領となり、現在までカナダの一州となっている。なお、ケベックがイギリス領 源となっているのである。その後、一八世紀後半の七年戦争でケベックはイギリス軍に占領されることになった。戦後 違って独特の存在であると言うことができる。ケベックはもともとフランス系の入植者によって形成された植民地が起 阪府よりもやや少ない程度となっている。かつてイギリスの植民地であったカナダの中では、ケベックは他の地域とは カナダの東部に位置するケベック州は、面積が約一五四万平方キロで日本の四倍以上あるが、人口は約七八〇万人と大 アメリカ合衆国の北隣に位置する国としてカナダがある。そのカナダを構成する一○州の一つがケベック州である。

もあって、カナダからの分離独立を求める動きはそれほど強く見られることはなかった。ところが、二〇世紀後半にな ってケベック州の分離独立を求める勢力が台頭するようになり、やがて分離独立賛成派の政党であるケベック党 イギリスの植民地に編入されて以来、ケベックではフランス系の言語や宗教、文化の温存に対する寛容な対応の影響 (竹中、二〇一四)。

五〇%、賛成が四〇・五〇%となり、ほぼ二〇ポイントという大差で分離独立が否決されることになった(House of 独立の是非を問う住民投票が実施されたのである。五月二〇日に行われた住民投票の結果は、分離独立に反対が五九・ Québécois)に結集するようになった。ケベック党は一九七六年のケベック州議会選挙で勝利し、ケベック州において 初めて政権を担当することになる。そして、このケベック党政権の下で、一九八○年にカナダからのケベック州の分離

Commons Library 2013, 8)°

大差での否決をもたらした主な要因として、カナダの連邦政府によるケベック州に対する約束が挙げられる。このとき 住民投票キャンペーン中には、一時賛成が反対を上回る世論調査結果が出たこともあったが、二〇ポイント差という

た。トルドー首相は、住民投票において分離独立が否決されたとしても、それは必ずしも現状維持を意味するのではな 分離独立の主張に引きつけられた人々の中には、トルドー首相の自治権拡大の約束を信じて反対投票に回った部分も少 く、ケベック州の人々が求めている自治権拡大を実現するということを約束することになったのである。ケベック州の カナダの首相を務めていたのは、ケベック州出身のフランス系カナダ人ピエール・トルドー(Pierre Trudeau)であっ

ところが、ケベック州の自治権拡大を含むカナダ憲法改正の試みは、一九八〇年代後半と一九九〇年代前半の二度に

なくなかったとされている。

び活発になっていったのである。一九九四年の州議会選挙において分離独立賛成派のケベック党が政権に復帰し、 州の反対を乗り越えられずに挫折することになる。その結果、ケベック州ではカナダからの分離独立を求める動きが再 わたって、予定された自治権拡大の内容は十分ではないとするケベック州の反対や、ケベック優遇に反発するその他の

始まった時点では、世論調査においてケベック州の分離独立への反対が賛成をやや上回っていたが、住民投票の投票日 九九五年に再び分離独立の是非を問う住民投票が実施されることになった。この一九九五年の住民投票キャンペーンが

スコットランドにおける分離独立住民投票

同志社法学

六六卷四号

されたのである(House of Commons Library 2013, 22)。これは、もし分離独立に反対票を投じた人々の中から、三万 か一ポイント差、票数にすると五〇〇万票ぐらいの総投票数のうち、わずか五万四千票程度の票差で、分離独立が否決 果は、まさに接戦を反映した結果となった。分離独立に反対が五○・五八%、賛成が四九・四二%で、賛否の差がわず が近づくにつれて接戦となり、 ような結果であったと言うことができるだろう。 人弱ぐらいが反対票ではなく賛成票を投じていれば、ケベック州の分離独立が可決していたわけで、まさに薄氷を踏む 賛成票が多数を占めるのではないかという見方が次第に強まっていった。実際の投票結

のだろう。 が実現する瀬戸際にまで至るような僅差での否決という結果になった理由については、どのように考えることができる それでは、一九九五年に行われたケベック州のカナダからの分離独立に関する二度目の住民投票において、

に強まった結果、二度目の住民投票で分離独立が可決する寸前にまで至った、というわけではないのである。 強まる傾向は見られなかったということである。言い換えれば、この間、ケベック人としてのアイデンティティが急速 に、ケベック州の住民のアイデンティティが、自分はカナダ人であるというよりもケベック人であるという意識が特に まず確認できるのは、一九八○年に行われた一度目の住民投票から一九九五年に行われた二度目の住民投票までの間

響について問われた際に、多くの住民が短期的には経済的な悪化が見られても、長期的には経済発展が達成できるとい したとすることができる。たとえば、カナダからのケベック州の分離独立がもたらす経済面での短期的影響と長期的影 経済的な争点をめぐって分離独立賛成派が住民のかなりの部分を説得することに成功したことが、賛成票の拡大に貢献 は経済的な要因が大きな位置を占めることに注目した。一九九五年に実施されたケベック州での住民投票では、 先に、なぜ先進国では分離独立が見られないのか、ということについて検討した際、先進国における分離独立問題で

う前向きな見通しを持つようになっていたのである。言い換えると、分離独立賛成派の主張、すなわち分離独立は混乱 うえで、大きな後押しをしたと見ることができるのである。 の経済は安定して発展するなどの主張が、住民投票において分離独立が可決する寸前のところまで至る結果をもたらす なく比較的スムーズに達成できるとか、独立後もカナダとケベックの間には密接な経済関係が維持されるのでケベック

票キャンペーンのフォーマット、特に住民投票の「問い」の文言を強く批判することになった。何が問題にされたかと からすれば非常に不明確な文言になっていたところであった。いわば、ケベック州がカナダから「分離して独立」する 間での新たな政治的、経済的パートナーシップにもとづいて独立することの是非を問うという、分離独立反対派の立場 ケベック党に対抗する野党第一党であったので、住民投票における分離独立反対派の中心となったのも自由党であった。 ジャン・クレティエン(Jean Chrétien)首相を中心とする自由党が政権を握っていた。また自由党はケベック州でも 定したのである。当時、 州の政権を獲得したことにより実現することになった。すなわち、ケベック党政権が分離独立を実現するための手段と 関する分離独立反対派の戦略に関わる問題である。そもそも、この住民投票は分離独立を目指すケベック党がケベック 争点で、分離独立賛成派がほぼ互角の戦いをすることができたのだろう。その理由として挙げられるのが、住民投票に のではなく、「分離しないで独立」するように聞こえる文言であったことが、住民投票で一票を投じる有権者を混乱さ いうと、シンプルにカナダからのケベック州の分離独立の是非が問われたわけではなく、ケベック独立後のカナダとの して、カナダ連邦政府の反対にもかかわらず、ケベック州において分離独立の是非を問う住民投票の実施を一方的に決 クレティエン首相と自由党指導部は、ケベック州における分離独立住民投票の実施に反対してきたことから、住民投 それでは、なぜ一九九五年の住民投票において、基本的に分離独立反対派が有利な立場に立つとされる経済に関わる カナダの連邦政府は、かつてのトルドー首相と同じくケベック州出身のフランス系カナダ人の

同志社法学

六六卷四号

二六(九六三)

段として、分離独立賛成派のケベック党によって「パートナーシップ」に関わる文言が付け加えられたからであった。 文言になったかと言えば、分離独立後のケベックの行く末について不安を抱く人々に安心して賛成投票させるための手 せることになるというのが、クレティエン首相や自由党の批判だったのである。ちなみに、なぜこのような

その意味では、クレティエン首相の批判は的を射ていた側面はたしかにあった(Keating 2001, 82-97)。

ていると考えられる。そこで、分離独立反対派の立場に立てば、分離独立は経済的に大きなマイナスとなることを住民 上で足かせになったのである。先述のように、先進国における分離独立問題では経済的な要因が決定的な重要性を持っ しかしながら、住民投票キャンペーンの中で、このような住民投票の文言に関する批判が、反対派の運動を展開する

党政権が住民投票の文言について強い批判を展開していた経緯があったために、住民投票において賛成多数の結果とな に対して強くアピールしなければならない。ケベック州における一九九五年の住民投票では、クレティエン首相や自由 住民投票で分離独立が賛成多数となった場合に連邦政府としてどうするのか、と何度も問われたにもかかわらず、クレ った場合に、連邦政府がケベック州の独立を承認するのかどうか、という点について明確に回答することはなかった。

はカナダの一員であり続けることを選択するに違いないとして、賛成多数の結果が出ること自体を否定し続けたのであ ティエン首相は不明確な文言にもとづいて実施される住民投票の民主主義的正統性を批判する一方、ケベック州の住民 も見られた(Young 1999, 53-57)。 る。また、「もし住民投票で賛成多数となったらどうするのか」、といった仮定の質問には答える必要はないなどの態度

振り返ってみると反対派の最大の攻撃手段を奪うことになった言っても過言ではない。なぜなら、分離独立住民投票の 住民投票において分離独立が承認されるシナリオを頭から否定するクレティエン首相など分離独立反対派の戦術は、

最大の争点である経済問題に関して、賛成派に対する攻撃の手を緩める結果をもたらしたとすることができるからであ

る。住民に対して分離独立の経済的デメリットを強調するためには、いったん分離独立が実現するシナリオを想定した すことが決定的に重要である。しかしながら、クレティエン首相など分離独立反対派は、ケベック州が分離独立するシ 上で、それが住民にとっていかに経済的な損害をもたらすことになるのか、ということを明確に目に見える形で指し示 ナリオを初めから否定することにより、住民に対して分離独立の経済的デメリットを十分に意識させることができなく

なったとすることができる。

関係を維持することになる、なぜならそれがカナダとケベックのお互いの経済的な利益だからだ、という主張を展開す にすぎない、住民投票で分離独立が承認されればカナダの連邦政府はケベックとの間で独立前と同じように緊密な経済 どまることになった。その結果、分離独立賛成派が、経済的不安定に関する反対派の主張は単なるブラフ(はったり) らすことになるので、そのような不確実な将来を選択するのは賢明ではない、というような一般的、抽象的なものにと 経済的な争点に関する分離独立反対派の主張は、カナダからケベック州が分離独立することは経済的な不安定をもた

るのに対して、反対派による有効な反論は展開されなかったのである(Young 1999, 48-52)。

まり、世論調査においてもそのような結果が出るようになった。このように住民投票キャンペーンの終盤になって分離 で分離独立を否決すればケベック州への自治権拡大実現に向けて努力するという立場を打ち出すことにより、住民投票 ことになったのである。まさに一九八〇年の住民投票でトルドー首相が行ったのと同じような方策、すなわち住民投票 独立が可決される可能性が高まる中、追い詰められたクレティエン首相と分離独立反対派は二つの対応をとることにな で連邦制の改革については考えていないという立場をとってきたのを、ケベック州へのさらなる自治権拡大を約束する った。一つは、それまでカナダ憲法における連邦制のシステムはケベック州の独自性を十分に反映できるほど柔軟なの 一九九五年一〇月三〇日の投票日が近づくにつれて、次第に賛成派が優勢になっているのではないかという見方が強

での反対票の底上げを狙ったわけである(Young 1999, 58-59)。

スコットランドにおける分離独立住民投票

2001, 82-97)。このような住民投票キャンペーン終盤での分離独立反対派によるなり振り構わない対応が、最終的には 独立の是非を決めること自体はケベック州の住民が決定する事柄であるが、ケベック州以外の人々もケベックの分離独 分離独立反対票が僅差で賛成票を抑える結果につながったと言えるかもしれない。 通話サーヴィスを提供して、ケベック州住民に対してカナダ残留を呼びかける手助けをすることになった(Keating バス会社などが格安のチケットを販売する一方、団結集会に参加できないカナダ人には電話会社がケベック州向け無料 である。なお、カナダ各地から多くの人々をケベック州で行われた団結集会に参加させるために、航空会社や鉄道会社、 立の影響を受けざるを得ないので、彼らにケベック州の住民に対してカナダから離脱しないように呼びかけさせたわけ 結集会(Unity Rally)を開いて、ケベック州のカナダへの残留を強く呼びかけたことであった。住民投票において分離 分離独立反対派のもう一つの対応は、ケベック州の内外に住んでいる人々を集めた一○万人規模の大規模なカナダ団

分離独立住民投票 (二)スコットランド独立に向けた困難なハードル

スロヴァキアの主要政党が国家の二分割に合意した結果、住民投票を行わずに分離独立が実現したわけである(Young ビロード離婚(Velvet Divorce)」の際には、いずれの側でも分離独立をめぐる住民投票は行われなかった。チェコと 九九三年一月に東ヨーロッパのチェコスロヴァキアがチェコとスロヴァキアという二つの国家に分離した、いわゆる 分離独立が実現する際、住民投票による承認を経て独立する場合もあるが、そうでない場合も少なくない。たとえば、

ランド議会選挙でSNPが過半数議席を獲得した結果、スコットランドにおいて分離独立をめぐる住民投票が実施され の是非を住民投票によってスコットランドの人々に問うことを公約として掲げてきた。そして、二〇一一年のスコット く見られるようになっている。スコットランドの分離独立を目ざす政党、スコットランド国民党(SNP)も分離独立 って住民投票が行われ、圧倒的多数の賛成によって独立を達成したように、近年では住民投票の手続きをとる場合がよ しかしながら、二〇一一年にスーダンから分離独立を遂げた南スーダンでは、国連の監視下で分離独立の是非をめぐ

を実施する民主主義的正統性があったと言えるかもしれないが、そのような住民投票を実施する法的な権限があったわ イギリスすなわち「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国」の国家構造に関する権限は、権限移譲を定め 離独立をめぐる住民投票を合法的に実施できるようになったわけではないことに注意しなければならない。なぜなら、 ー議会が持っているからである。それゆえ、スコットランド議会で過半数議席を有するSNPには、分離独立住民投票 た一九九八年スコットランド法にもとづいて、スコットランド議会ではなくイギリスの国政に携わるウエストミンスタ ることになったわけである(Mitchell, Bennie and Johns 2012)。 ただ、法的に言えば、分離独立をめざしていたSNPがスコットランド議会で過半数議席を獲得したことにより、分

のデイヴィッド・キャメロン て、二〇一四年中に住民投票を実施すること、住民投票で問われる文言については独立機関である選挙委員会が責任を 結果、二〇一二年一〇月一五日に、スコットランド首相のアレックス・サーモンド(Alex Salmond)とイギリス首相 交渉が行われ、住民投票は合法で公正なものでなければならないという点について両者が合意することになった。その そこで、スコットランドのSNP政権とイギリスの保守党と自由民主党の連立政権の間で分離独立住民投票をめぐる (David Cameron)との間でエディンバラ協定が結ばれた。このエディンバラ協定によっ

けではなかったのである(Lynch 2013, 283)。

持って明確な内容とすること、そして、スコットランド政府とイギリス政府は住民投票の結果を尊重することが合意さ れたのである(HM Government and the Scottish Government 2012)。

歳以上の男女に引き下げられることになった(The Scotsman, 28 June 2013)。有権者資格を持つ年齢の引き下げにつ な意味を持つ分離独立住民投票において一票を投じる権利を拡大することについては、労働党など他の政党も賛成に回 いて以前からSNPは積極的な態度をとっていたが、スコットランドの未来を担う一六歳や一七歳の若者にとって大き ちなみに、住民投票で投票できる有権者資格は、イギリスの通常の有権者資格である一八歳以上の男女ではなく一六

なものであった。「スコットランドは独立国となるべきですか(Should Scotland be an independent country?)」(The ドの住民投票については、投票が行われる前にイギリス政府とスコットランド政府の間でエディンバラ協定という形の の不明確さについてカナダのクレティエン首相や連邦政府が厳しい批判をすることになったのに対して、スコットラン ある、ということに気づかされることになるだろう。すなわち、ケベック州の住民投票については、その合法性や文言 る。ちなみに、イギリスの選挙委員会によって提示された住民投票の「問い」の文言は、次のようにシンプルかつ明快 合意が成立し、それを受けて合法的かつ明確な文言でスコットランドの分離独立の是非が問われることになったのであ さて、先ほど見たカナダのケベック州の事例と比べると、スコットランドにおける分離独立住民投票は大きな違いが

定の質問には答えない姿勢をとり続けたのに対して、イギリスのキャメロン首相は分離独立に賛成多数という結果が出 的なものであった。カナダのクレティエン首相は住民投票において分離独立が可決した場合にどうするのか、という仮 さらに、住民投票で分離独立賛成票が多数となった場合の対応についても、カナダ政府とイギリス政府の立場は対照 Electoral Commission 2013, 33)°

た場合には、スコットランドの人々の判断を尊重して独立を承認することを明言していたのである(The Scotsman, 16

以上のような住民投票の実施をめぐるカナダとイギリスの中央政府の対応の違いは、分離独立反対派の住民投票キャ

October 2012)°

ことにより、反対派は独立後の経済的なデメリットについて多様な側面から指摘することができるようになったのであ ことが困難になってしまったのに対して、イギリスでは住民投票の結果次第でスコットランドが独立することを認める ンペーンにおける戦術に大きな影響を与えることになった。上述のように、カナダでは住民投票キャンペーンにおいて る。これによってスコットランドでは、分離独立住民投票の最大の争点である経済に関わる問題で、分離独立反対派が ケベック州の分離独立が実現するシナリオを否定することによって、ケベック独立後の経済的なデメリットを強調する

討してみることにしよう。 対立していたのだろうか。以下では、分離独立住民投票の主要な争点であるEU加盟問題と通貨問題を取り上げて、検 それでは、スコットランドの分離独立をめぐる住民投票では、どのような争点をめぐって分離独立賛成派と反対派が

かなり有利な立場を占めることになったと言えるだろう。

えるイギリスやフランスに比べれば、五〇〇万人を少し超える程度のスコットランドが独立すれば、小国となることに Pはもちろん、スコットランドの分離独立に反対するキャメロン首相も認めていた。たしかに、人口六○○○万人を超 間違いないかもしれない。しかし、EUに加盟しているヨーロッパの国々の中で、スコットランドが特に小さい部類に

さて、そもそもスコットランドは独立国となることができるのだろうか。この点に関しては、分離独立賛成派のSN

い方の国とはなるが、それでもアイルランドよりも人口が多く、フィンランドやデンマークとほぼ同程度の人口となっ 属するというわけではない。<表-1>が示しているように、EU加盟国の中で独立したスコットランドは人口が少な

<表−1> スコットランド独立と EU 加盟国の人口および面積

	人口 (万人)	面積 (万平方キロ)
マルタ	42	0.03
ルクセンブルク	55	0.26
キプロス	86	0.93
エストニア	131	4.5
スロヴェニア	206	2.0
ラトヴィア	219	6.5
リトアニア	297	6.5
クロアチア	428	5.6
アイルランド	459	7.3
スコットランド	533	7.8
スロヴァキア	541	4.9
フィンランド	543	33.8
デンマーク	562	4.3
ブルガリア	732	11.1
オーストリア	845	8.4
スウェーデン	956	45
ハンガリー	990	9.3
ポルトガル	1,049	9.2
チェコ	1,051	7.9
ベルギー	1,120	3.0
ギリシャ	1,132	13
オランダ	1,679	4.2
ルーマニア	1,904	23.8
ポーランド	3,853	32.3
スペイン	4,672	50.6
イギリス	5,877	16.6
(※スコットランド除く))	
イタリア	5,940	30.1
フランス	6,582	54.4
ドイツ	8,052	35.7

出典 外務省ホームページ、各国・地域情勢 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html)、2014年7月25日参照。Iain McLean, Jim Gallagher and Guy Lodge, *Scotland's Choices*, 2nd edition (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2014), p. 33.

スからの独立は得なのか損なのかということに尽きる、と言っても言いすぎではなかったのである。 ではなく、イギリスにとどまるよりも独立する方が望ましいのかどうか、そして、もっとあからさまに言えば、イギリ 住民投票で一票を投じるスコットランドの人々にとっての問題は、スコットランドが独立国となることが可能かどうか ている。その意味では、もし独立を達成すれば、スコットランドは北欧の小国と同じような規模の国になるわけである。

たらされただろう。それは、スコットランドが新規独立国となる一方で、残されたイングランド、ウェールズ、北アイ ルランドが、それまでのイギリス、すなわち連合王国を引き継ぐ継承国家となることを意味する。そのことは、継承国 住民投票において分離独立賛成多数という結果が出ていたならば、スコットランドがイギリスから独立する帰結がも

は、国連加盟ほどスムーズに実現するわけではないと見られていた(Fleming 2014)。 ち国連加盟については、二〇一一年に独立した南スーダンが比較的スムーズに加盟を認められたということから、スコ ンドは、国連などさまざまな国際機関に対して新たに加盟の手続きが必要になることを意味していたのである。このう れまでイギリスが加盟していた国際機関における加盟国としての資格を維持するのに対して、新規独立国のスコットラ ットランドの加盟についてもさほど問題はないと思われていた。しかしながら、EUやNATOなどへの加盟について 家であるイギリス、もしくはイングランド、ウェールズ、北アイルランド連合王国は、国連やEU、NATOなど、そ

には自動的なEU加盟はほぼ不可能であることが明らかなために主張を改めることになり、 立を求める人々の多くはEU加盟がスコットランドの利益になるとしていた。なお、SNPは当初、EU加盟国である イギリスから分離独立するスコットランドは、自動的にEU加盟国となることができるという主張をしていたが、 ットランドがEUに加盟しない道を選ぶこともできるわけだが、SNP政権をはじめとして、スコットランドの分離独 スコットランドが独立した場合、最も重要な国際的な関係がEUであることは間違いない。もちろん、独立したスコ 新規独立国のスコットラン

同志社法学

六六卷四号

ドをEUの側は歓迎し、比較的短期間でEU加盟が達成されると主張するようになった(Torrance 2013, 124-138)。

盟も達成することで、スコットランドが一時的にEUの非加盟国となる期間をなくすことができるとされていたのであ して、二〇一六年以降は新規加盟国としてEUの域内にとどまりつづけるというわけである。 る(The Scottish Government 2013, 220)。要するに、スコットランドは二〇一六年まではイギリスの一部として、そ 成多数の結果が出て、二年後の二○一六年中に独立を達成することになっていた。二○一六年中の独立と同時にEU加 スコットランド独立に向けた青写真を示したSNP政権の政府白書によれば、二〇一四年九月一八日の住民投票で賛

を勢いづけかねない危険性があるために、スペインとしてはスコットランドのEU加盟交渉について消極的な姿勢をと 西ドイツ統一のように分裂していた国家が統一した場合には、それまでEUの域外であった東ドイツの加入について比 の分離独立に伴ってEUがどのような対応をするのかは明らかではなかった(Kenealy 2014)。ただ、一九九〇年の東 らざるを得ないようにも考えられていた。 ドのEU加盟をスムーズかつスピーディーに実現することは、スペイン国内のカタルーニャやバスクなどの分離独立派 ンドのEU加盟をある程度妨害する可能性は否定できないところがあった(Walker 2014)。少なくとも、スコットラン 同じように国内に分離独立問題を抱えているスペインなどの加盟国が、自国の分離独立派を牽制するためにスコットラ あった。しかし、EUへの新規加盟が実現するためには、既存のすべての加盟国の承認が必要なことから、イギリスと 較的柔軟な対応が見られたことから、スコットランドのEU加盟についてもスムーズな進展が期待できるという見方も これまで既存のEU加盟国が分裂することによって新たな独立国家ができた事例は見られないので、 スコットランド

一二年、二四六―二四七頁)。コペンハーゲン基準は、民主主義、法の支配、人権などの政治的条件、機能する市場経

さて、EUに新規加盟が認められるためには、いわゆるコペンハーゲン基準を満たさなければならない(辰巳、二〇

済などの経済的条件、そして、アキ・コミュノテールと呼ばれる膨大なEUの法体系に関わる法的条件などによって構 現在、イギリスはユーロに参加していないが、それはEUを設立したマーストリヒト条約においてユーロに参加しない に加盟する国は、EUの通貨同盟を受け入れること、すなわちユーロへの参加を義務づけられているという点である。 たすのに大きな問題はないように思われるかもしれない。ただし、一つ難しい問題として挙げられるのが、EUに新た 成されているが、スコットランドはすでにEU加盟国であるイギリスの一部であることから、コペンハーゲン基準を満

近年のユーロ圏債務危機などの影響で、イギリスではユーロ参加への反対が圧倒的多数になっているが、スコットラ

権利、すなわちオプト・アウトの権利を獲得したことにもとづいている(力久、二〇〇三年、五一頁)。

選ぶのか、という問題について、SNPの態度は明確なものとは言い難いところがあった。 なユーロ参加を受け入れる妥協をしてまでEU加盟を追求するのか、あるいは、ユーロ参加を嫌ってEU非加盟の道を 実際的には無理であるが、近い将来ユーロに参加するというコミットメントを示すことがEU加盟の条件となる可能性 トがすんなり認められるとは考え難いところがあった。独立を遂げたスコットランドが、すぐにユーロを導入するのは しながら、EUへの加盟を新たに求めるスコットランドに対して、ユーロ参加に関してイギリスと同様のオプト・アウ は十分予想できるものであった。なお、住民投票で分離独立が承認された場合に、スコットランドの人々の間で不人気 ンドでも同じような状況が見られている。そのため、SNPは、かつてはスコットランドが独立した暁には、EUの単 通貨ユーロを採用するとしていたが、最近のユーロ不人気の影響もあってユーロ参加を否定するようになった。

得しているのである。たとえば、EUではいわゆるシェンゲン協定にもとづいて、EU域内であればパスポートのチェ 度が顕著なイギリスは、EUのさまざまな政策分野で自国にとって望ましくないと考えるEU法について適用除外を獲 ところで、イギリスがEUから認められているオプト・アウトはユーロ参加にとどまらない。欧州統合に消極的

スポート・コントロールが存在しているのである。独立したスコットランドが、イギリスと同様にシェンゲン協定から のオプト・アウトを獲得できるのかどうかは大きな問題であると言うことができる。もしスコットランドがシェンゲン スとアイルランドの間ではパスポート・コントロールなしでの旅行が可能なのに対して、他のEU加盟国との間ではパ らオプト・アウトして、二国間で共通旅行圏(Common Travel Area)を構成しているのである。それにより、 ックなしに自由に国境を越えることができるようになっているが、イギリスはアイルランドとともにシェンゲン協定か トが必要になるのである。スコットランドとイングランドの間の交通の密度からして、パスポート・コントロールなど 協定に組み込まれれば、エディンバラからパリに行くのはパスポートが要らなくなるが、ロンドンに行くにはパスポー

の国境管理が導入されれば、大きな混乱をもたらすと考えられていた。

部を受け取ることができると主張してきたが、新規加盟国となるスコットランドにそのような特別な配慮がなされるこ とは考え難いところがあった。そして、もしEU加盟に際してスコットランドが還付金を失えば、単純計算でスコット とができなかったということがあった。その結果、現在でもイギリスは年間三○億ポンドを超える還付金をEUから受 な利益を受けていたのに対して、イギリスのように経済に占める農業の割合がかなり小さな国はあまり利益を受けるこ はまるが、EU財政のかなりの部分が農業保護に使われていて、フランスやスペインなど比較的農業が盛んな国は大き 受けるようになった。ちなみに、なぜイギリスの負担が大きかったかといえば、当時は、そして現在でもある程度あて 自国のEU財政に対する負担が大きすぎるとして、一九八○年代のサッチャー政権の時期から恒常的に一定の還付金を け取っているのである (HM Treasury 2013, 47)。さて、SNPはスコットランドが独立してもイギリスの還付金の一 また、オプト・アウトではないが、財政面でイギリスがEUの中で特別な扱いを受けている事例がある。イギリスは

ランドの国家財政は三億ポンドほど縮減することになっていたのである (McLean, Gallagher and Lodge 2014, 40-41)。

定への参加が義務づけられるのか、あるいは、EU財政からの還付金がなくなるのか、という問題については、スコッ ら、加盟までにどれぐらいの時間がかかるのか、そして、どのような条件で加盟するのか、特にユーロやシェンゲン協 ンハーゲン基準などのEU加盟に必要な条件を満たすうえでそれほど困難はないと考えられるからである。しかしなが かった。SNPが主張するように、スコットランドはすでにEU加盟国であるイギリスの一部となっているので、コペ トランドとイギリスを含めた既存のEU加盟国との交渉によって決まることになっていた。それゆえ、独立したスコッ 住民投票で分離独立が認められた後、将来的にどこかの時点でスコットランドがEU加盟国となることには疑いはな

うになるのかという問題は、分離独立の経済的なメリット、デメリットの問題と深く関わっているとすることができる。 スコットランドがイギリスから分離独立を果たした場合、どのような通貨を採用するのかという問題は、 スコットランドのEU加盟と結びついている問題であるが、スコットランドが分離独立後にどのような通貨を使うよ

トランドのEU加盟交渉の行方は不確定にならざるを得ないというのが正直なところだったのである。

46)。独立したスコットランドには大きく分けて三つの選択肢が存在していた。一つは、新しくスコットランド独自の 通貨を作るという選択肢、二つめは、EU加盟が前提となるがEUの単一通貨ユーロを導入するという選択肢、そして、

ったスコットランドにとって経済的に最も重要な決定であると言われてきた (McLean, Gallagher and Lodge 2014

三つめは、それまでと同様に独立後もイギリスのポンドを使い続けるという選択肢である。

コットランドと同程度もしくはスコットランドよりも小さな経済規模の国でも、独自の通貨が使われている例は数多く 第一の選択肢、すなわちスコットランド独自の通貨を発行するというのは、不可能というわけではない。

見られるのである。たとえば、スコットランドとほぼ同程度の人口を持つデンマークは、ユーロに参加せず独自の通貨 クローネを使用しているが、それによって困難が生じているわけではない。ただ、新たに誕生することになるスコット

スコットランドにおける分離独立住民投票

場の変動は、スコットランドにとって最も重要なイギリス、すなわちイングランド、ウェールズ、北アイルランドとの 経済関係に混乱を引き起こし、その結果としてスコットランド経済に悪影響がもたらされることが予想されていた。 ず、大きな変動が見られる恐れが強いと思われていた。特に、スコットランドでは北海油田から多くの石油が産出され ランドの独自通貨については、その導入後しばらくの間はイギリスのポンドや他の主要通貨との間で為替相場が安定せ 石油価格の変動が通貨の為替相場を大きく変えることになると考えられていたのである。こうした為替相

それらを満たした加盟国についてユーロの導入が認められることになっている。その収斂基準の中に、その国の通貨が り下げることなく二年以上一定の変動幅の中に収まること、という基準がある。スコットランドの場合、独立する前の EUの為替相場メカニズム(ERM:Exchange Rate Mechanism)に参加し、その中で他の加盟国の通貨に対して切 立国となったスコットランドがユーロを導入する手続きは、必ずしも明らかにはなっていなかった。EUではユーロ参 加について、マーストリヒト条約で定められたいわゆる収斂基準が存在し、物価や金利、政府財政などの基準に関して、 第二の選択肢、すなわちスコットランドがユーロを導入するのも可能であるように見える。しかしながら、新たに独

58-61)。近年のユーロ圏債務危機の影響でスコットランドではユーロ参加について消極的な見方が広がっている中で、 独立したスコットランドへのユーロ導入については消極的な態度を見せるようになった。 このように大きな努力をしてまでユーロを導入することについては、分離独立派のSNPも立場を改めることになり、

その他の基準についても満たしていれば、ようやくユーロへの参加が認められることになるのである(McCrone 2013 参加し、そのうえで二年以上にわたって為替相場の安定を達成することが必要とされていた。為替相場の基準に加えて、 イギリスの通貨ポンドは為替相場メカニズムに参加していないので、まずは独自の通貨を作って為替相場メカニズムに

第三の選択肢、すなわち独立後もイギリスのポンドを使うには、大きく分けて二つのやり方がある。 一つは、イギリ

スの中央銀行イングランド銀行は独立したスコットランドの経済に対する責任を負わない)。 らず、通貨についてそのような形態をとる国はない。また、スコットランドの経済は銀行などの金融業の占める比重が などの国がある。しかし、このように他国の承諾もなしに一方的にその国の通貨を使用するのは、パナマやモンテネグ ナマや、EU加盟国ではないにもかかわらず国内でユーロを使用しているモンテネグロ(旧ユーゴスラヴィアから独立) で他国の通貨を自国の中で流通させている国がいくつか見られる。たとえば、アメリカのドルを使っている中米の国パ スの承諾なしに、一方的にスコットランドの国内でポンドを使い続けるという方法である。世界の中にはこのような形 ロのように経済があまり発展していない国に限られ、スコットランドのように豊かで発展した経済を有するにもかかわ しなければ、金融危機に対処するための主要な手段がないという危険が生じることになるという指摘もあった(イギリ かなり高いのが特徴となっているが、スコットランドが使用する通貨に関して最終的な責任を担うべき中央銀行が存在

ランドとイギリスの間で現在のEUにおけるユーロ圏と同様の公式の通貨同盟を形成するというのが、独立に伴う経済 動などのリスクをなくすことができるので、独立後のスコットランドとイギリスの経済関係を良好に保つことができる 的な混乱を最小限にとどめる策として推奨されることになるのである。また、これはSNP政権によって、独立後のス たのである(The Scottish Government 2013, 110-112)。たしかに、同じ通貨を使い続けることにより、 スコットランドがポンドを使い続けることが、スコットランドのみならずイギリスの経済的な利益にもなるとされてい コットランドの通貨に関する立場として打ち出されることになった。SNPによれば、公式の通貨同盟の下で独立後も そのため、スコットランドが独立後もイギリスのポンドを使い続けるもう一つのやり方、すなわち独立したスコット

しかしながら、独立後のスコットランドとイギリス、すなわち残されたイングランド、ウェールズ、北アイルランド

と考えられていた。

同志社法学

六六卷四号

とらなければならない、ということになるわけである(Osborne 2014; The Guardian, 13 February 2014)。 独立をしないでイギリスに残留することが前提であり、もし独立するのであれば通貨についてはポンド以外の選択肢を 当然のことながら財政面、政治面での独自性が高まるので、ユーロ危機と同様のポンド危機が発生する危険が高まる、 ポンドを使用することを認めなかったのかといえば、近年のユーロ危機が示したように、通貨同盟がうまく機能するた 立後のスコットランドとの通貨同盟を否定することになった。イギリスの主要政党が、なぜスコットランドに引き続き ス政府、すなわち保守党と自由民主党の連立与党に加えて、野党第一党の労働党も含め、イギリスの主要政党は分離独 がスコットランドとの通貨同盟の形成(もしくは独立後の継続)を承諾しなければならないのである。そして、イギリ で構成される連合王国との間での通貨同盟の形成は、スコットランドの一存で決定できる問題ではない。イギリスの側 というのが主な理由であった。それゆえ、スコットランドが引き続きポンドを使い続けることを求めるのならば、分離 めには銀行同盟 (金融業に対する一元的な規制)、財政同盟、政治同盟が必要となるが、スコットランドが独立すれば、

を迫っていたと言うことができるだろう。 してユーロその他の新たな通貨を選ぶのか、あるいは、イギリスに残ってポンドを使い続けるのか、非常に厳しい選択 スコットランドの分離独立に反対する保守党、労働党、自由民主党の主要政党は、スコットランドの人々に分離独立

民投票キャンペーンにおける反対派の単なるブラフ(はったり)にすぎず、住民投票で独立が決まるとイギリス政府は ちなみに、分離独立かポンドかというような分離独立反対派の二者択一に対して、SNPはそのような二者択一は住

体の経済的な利益にもなるからだ、というのがSNPの主張であった。 立場を改めてスコットランドにポンド使用を認めるようになると反論することになった。なぜなら、それがイギリス自 分離独立反対派の主張はブラフであるとかはったりであるという反論は、 カナダからのケベック州の分離独立

独立すればポンドを失うというシナリオを現実味を持って感じざるを得ないようになっていた。 Carney 2014)。こうして、少なくとも通貨問題に関する限り、SNPの反論にもかかわらず、スコットランドの人々は を求めたケベック党の議論とほぼ同様のものであるとすることができる。しかしながら、ケベック州とスコットランド 同盟はスコットランドとイギリス双方の利益にならないとする見解が示されたのである(HM Government 2014; だけでなく、イギリスの中央銀行であるイングランド銀行の総裁や財務省の官僚からも、スコットランド独立後の通貨 経済的なデメリットを目に見える形で明確に示したところである。さらに、スコットランドの場合には、政党や政治家 の事例で大きく異なるのは、スコットランドにおいては分離独立反対派が分離独立の可能性を認めた上で、独立に伴う

おわりに

択を大きく左右することになる」と述べたが、まさに経済的なメリットについて確信することができれば、スコットラ 合は三〇%であった。先に、「分離独立は経済的に得なのかあるいは損なのかといういわば『損得勘定』が、住民の選 か聞いた場合には、回答者の実に五二%が独立に賛成投票すると答えていた。それに対して、反対投票すると答えた割 一ポンド=一八○円の為替レートで計算すると九万円になる)豊かになる場合に住民投票でどのような投票をするの 一○一四年初頭に行われた世論調査によると、スコットランドのイギリスからの分離独立によって年間五○○ポンド

分離独立によって年間五○○ポンド貧しくなる場合には、独立に賛成が一五%にまで激減し、反対が七二%と圧倒的に 一方、経済的なデメリットが明らかな場合の投票行動意図について、世論調査は非常に明確な結果を指し示していた。 ンドの人々は分離独立を支持する用意があったのである。

同志社法学 六六巻四号 四一 (九七七)

スコットランドにおける分離独立住民投票

同志社法学

六六卷四号

活が目に見えて良くなることを説得できるかどうかが、住民投票での賛否を逆転できるかどうかの鍵となっていたこと が、よく分かる調査結果が示されていた(Curtis 2014)。 なっていたのである。このように、分離独立賛成派としては、スコットランドが分離独立を遂げることにより人々の生

スコットランド独立をめぐる住民投票は、不透明なスコットランドの将来を象徴するような小雨まじりの曇天の下、

この八四・六%という投票率は、二○一○年の下院議員選挙での六三・八%、二○一一年のスコットランド議会選挙で 映して、午後一○時に投票が締め切られたときには、スコットランドの有権者の実に八四・六%が投票を行っていた。 二〇一四年九月一八日の午前七時より各地の投票所で一斉に開始された。分離独立問題に関する住民の関心の高さを反

数値となった。そして、住民投票の結果は、独立に反対が二、○○一、九二六票(五五・三%)、賛成が一、六一七、 の五〇・四%をはるかに超えて、二〇世紀初頭に普通選挙が導入されて以来、スコットランドの各種選挙で史上最高の 九八九票(四四·七%)で、約一〇ポイント差でイギリスからのスコットランドの独立が否決されることになった(The

本稿の議論をもとにして今回の住民投票の結果を一言でまとめると、「分離独立は経済的に損である」という損得勘定 の支持率が拮抗するようになっていた状況からすれば、反対派の巻き返しがある程度成功した結果と見ることができる。

Electoral Management Board for Scotland 2014)。これは投票日の二週間ほど前から世論調査において賛成派と反対派

比較を通じて、戦後の先進国における分離独立運動が直面せざるを得ない困難の諸側面を明らかにした。 をした有権者がその逆の計算をした有権者を最終的に上回った、とすることができるだろう。 本稿では、スコットランドの分離独立住民投票の事例を取り上げて、アイルランドおよびカナダのケベックなどとの

れていたことが、結果として分離独立を求める動きを強化していったのに対して、国家合同後のスコットランドはイン アイルランドとの比較では、アイルランドがイングランドの実質的な植民地としてさまざまな抑圧や差別の下におか

グランドのパートナーとして帝国のもたらす多大な恩恵を受けてきたことから、長期にわたって分離独立の動きが見ら

れなかったことが明らかになった。

位置を占めるはずの経済的な争点において、反対派の戦略上の問題により、賛成派によってほぼ互角の戦いに持ち込ま スコットランド分離独立住民投票の特徴を浮き彫りにした。ケベックの住民投票では、本来、分離独立反対派が有利な ケベックとの比較では、分離独立の瀬戸際にまで至った一九九五年のケベック分離独立住民投票の経験を踏まえて、

れた結果、僅差でようやく分離独立を否決するという、反対派からすれば薄氷の勝利となったことが明らかにされた。

それに対して、スコットランドの住民投票では、ケベックの分離独立反対派が陥った戦略上の陥穽が避けられた結果、 分離独立の中心的な争点である経済問題において、住民投票キャンペーン終盤まで反対派が賛成派に対して優勢な立場

かたちもさらに大きく変わることになっただろう。しかし、住民投票において独立という結果が得られなかったことは さて、分離独立住民投票においてスコットランドの独立が承認されていれば、イギリスは分裂することになり、国の

を維持し続けることになったのである。

的な目的を達成する意図に影響された面はあったが、保守党、労働党、自由民主党などの主要政党は、住民投票キャン でも分権の強化に向けた動きがさらに加速しているように見える。そして、残されたイングランドでも分権の実施を求 必ずしもイギリスの分権プロセスをストップさせるわけではない。スコットランドをイギリスに残留させるという戦略 ペーンの中でそろってスコットランドへのさらなる分権を約束していたのである。また、ウェールズや北アイルランド

かつてトニー・ブレア(Tony Blair)首相の労働党政権においてウェールズ相を務めたロン・デイヴィス

める声が見られるようになっているのである。

Davies)が、分権は「事象ではなく過程(イベントではなくプロセス)である」と言ったように、イギリスの分権プロ

同志社法学

セスの終着点は、いまだに視界の外にあるとすることができるだろう。

- (1) アーブロース宣言とは事実上のスコットランド独立宣言で、中世ヨーロッパ世界で強力な影響力を握っていたローマ教皇からお墨付きを得ること により、スコットランド独立の正統性の獲得に貢献する文書であった(Mitchison 2002, 49-50)
- (2) "anent" は中世英語で "about" を意味する。
- 3 2013, 27) アン女王は一七回の妊娠を経験したにもかかわらず、流産、死産、幼児期の死亡などで跡継ぎをつくることができなかった(Brown and Fraser
- (4) ジャコバイトとは、名誉革命で王位を追われたジェームズ二世(※スコットランドでは七世)およびその子孫こそが正統な国王であるとして、そ の王位復権を狙う勢力を指す。ちなみに、この場合の王位はスコットランドの王位というよりも、連合王国の王位を意味していたので、ジャコバイ
- ンド自由国としてイギリスの自治領となったのに対して、北部の六州は北アイルランドとしてイギリスに残留することになったのである。現在でも トの反乱は正確にはスコットランド独立を目ざす動きではなかったとすることができる。 アイルランド独立については、アイルランド島全体がイギリスから独立したのではないことに注意しなければならない。南部の二六州がアイルラ
- 南部はアイルランド共和国としてイギリスとは別個の独立国であるが、北部はイギリス領北アイルランドとなっている い支持を得るまでには至っていないようである(琉球民族独立総合研究学会 二〇一三)。 かつて沖縄では琉球独立運動が存在し、近年になって琉球独立を目ざす研究を行う琉球民族独立総合研究学会も設立されたが、沖縄の人々の幅広
- (7) チェコスロヴァキアの共産主義体制の自由化、民主化は、暴力的な衝突を伴うことのない無血革命によって達成されたことから、「ビロード革命 (Velvet Revolution)」と呼ばれるようになった。その後、チェコスロヴァキアのチェコとスロヴァキアへの国家分離についても、「ビロード革命」

と同様に暴力を伴うことなく達成されたことから、「ビロード離婚」という呼び名がつくことになった。

を実施することによりイギリスの国家形態を連邦制に近い形に改めることを提唱するようになっている(Brown 2014)。 かつて、それほど分権に熱心であるとは思われていなかったスコットランド出身の元首相ゴードン・ブラウン(Gordon Brown)も、大幅な分権

参考文献

梅川正美・力久昌幸「イギリスは分裂するのか:地域分権とイギリスの将来」梅川正美・阪野智一・力久昌幸編著『現代イギリス政治』第二版、成文堂、 二〇一四年、六一-八〇頁

近藤和彦『イギリス史10講』岩波新書、二〇一三年

竹中 豊『ケベックとカナダ:地域研究の愉しみ』彩流社、二〇一四年。

辰巳浅嗣編著『EU:欧州統合の現在』第三版、創元社、二〇一二年

山崎幹根『「領域」をめぐる分権と統合:スコットランドから考える』岩波書店、二〇一一年

力久昌幸『ユーロとイギリス:欧州通貨統合をめぐる二大政党の政治制度戦略』木鐸社、二〇〇三年

琉球民族独立総合研究学会『設立趣意書』二〇一三年、(http://www.acsils.org/)、二〇一四年七月二三日参照:

Brown, Gordon (2014), My Scotland, Our Britain: A Future Worth Sharing (London: Simon & Schuster)

Brown, Callum G. and W. Hamish Fraser (2013), Britain since 1707 (London: Routledge)

Carney, Mark (2014), The Economics of Currency Unions, Speech Given by Mark Carney, Governor of the Bank of England at a Lunch Hosted speeches/2014/speech706.pdf). 二〇一四年七月二六日参照。 by the Scottish Council for Development & Industry, Edinburgh, 29 January 2014 (http://www.bankofengland.co.uk/publications/Documents

Colley, Linda (2014), Acts of Union and Disunion: What Had Held the UK Together and What Is Dividing It? (London: Profile Books)

Curtice, John (2014), The Score at Half Time: Trends in Support for Independence (http://www.scotcen.org.uk/media/270726/SSA-13-The-Score-At-Half-Time.pdf). 二〇一四年八月三日参照!

Devine, T. M., (1999), The Scottish Nation 1700-2000 (London: Penguin Books)

Devine, T. M., (2008), "The Spoils of Empire", in T. M. Devine ed., Scotland and the Union 1707-2007 (Edinburgh: Edinburgh University Press), pp

The Electoral Commission (2013), Referendum on Independence for Scotland: Advice of the Electoral Commission on the Proposed Referendum Question (London: The Electoral Commission)

The Electoral Management Board for Scotland (2014), Scottish Independence Referendum 2014 (http://www.electionsscotland. info). 二〇一四年九

Fleming, Colin (2014), "After Independence? The Challenges and Benefits of Scottish-UK Defence Cooperation", International Affairs, Vol. 90, No. 4 pp. 761-771

HM Government (2014), Cm 8815, Scotland Analysis: Assessment of a Sterling Currency Union (Norwich: The Stationery Office)

HM Treasury (2013), Cm 8740, European Union Finances 2013: Statement on the 2013 EU Budget and Measures to Counter Fraud and HM Government and the Scottish Government (2012), Agreement between the United Kingdom Government and the Scottish Government on a Referendum on Independence for Scotland, Edinburgh, 15 October 2012 (Edinburgh: HM Government and the Scottish Government)

House of Commons Library (2013), The Quebec Referendums, Research Paper 13/47 (Lonodn: House of Commons Library)

Financial Mismanagement (Norwich: The Stationery Office)

Keating, Michael (2009), The Independence of Scotland: Self-Government and the Shifting Politics of Union (Oxford: Oxford University Press) Keating, Michael (2001), Nations against the State: The New Politics of Nationalism in Quebec, Catalonia and Scotland (Basingstoke: Palgrave)

Kenealy, Daniel (2014), "How Do You Solve a Problem like Scotland? A Proposal Regarding 'Internal Enlargement", Journal of European Integration, Vol. 36, No. 6, pp. 585-600

Lynch, Peter (2013), SNP: The History of the Scottish National Party, 2nd edition (Cardiff: Welsh Academic Press)

McCormick, John (2012), Contempopary Britain, 3rd edition (Basingstoke: Palgrave Macmillan)

McLean, Iain and Alistair McMillan (2005), State of the Union (Oxford: Oxford University Press). McCrone, Gavin (2013), Scottish Independence: Weighing Up the Economics (Edinburgh: Birlinn)

McLean, Iain, Jim Gallagher and Guy Lodge (2014), Scotland's Choices, 2nd edition (Edinburgh: Edinburgh Univresity Press)

Mcwhirter, Iain (2014), Road to Referendum (Glasgow: Cargo Publishing)

Mitchell, James (2014), The Scottish Question (Oxford: Oxford University Press)

Mitchell, James, Lynn Bennie and Rob Johns (2012), The Scottish National Party: Transition to Power (Oxford: Oxford University Press)

Mitchison, Rosalind (2002), A History of Scotland, 3rd edition (London: Routledge)

Osborne, George (2013), Speech by Chancellor of the Exchequer, George Osborne on the Prospect of a Currency Union between an Independent scotland). 二〇一四年七月二六日参照 Scotland and the Rest of the UK (https://www.gov.uk/government/speeches/chancellor-on-the-prospect-of-a-currency-union-with-an-independent

Paseta, Senis (2003), Modern Ireland: A Very Short Introduction (Oxford: Oxford University Press)

Rokkan, Stein and Derek W. Urwin (1982), The Politics of Territorial Identity: Studies in European Regionalism (London: Sage)

The Scottish Government (2013), Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland (Edinburgh: The Scottish Government) Rokkan, Stein and Derek W. Urwin (1983), Economy, Territory, Identity: Politics of West European Peripheries (London: Sage)

Torrance, David (2013), The Battle for Britain: Scotland and the Independence Referendum (London: Biteback Publishing)

Walker, William (2014), "International Reactions to the Scottish Referendum", International Affairs, Vol. 90, No. 4, pp. 743–759

Whatley, Christopher A. (2008), "The Making of the Union of 1707: History with a History", in T. M. Devine ed., Scotland and the Union 1707-2007 (Edinburgh: Edinburgh University Press), pp. 23-38

Whatley, Christopher A. (2014), *The Scots and the Union: Then and Now* (Edinburgh: Edinburgh University Press) Young, Robert A. (1994a), "How Do Peaceful Secessions Happen?", Canadian Journal of Political Science, Vol. 27, No. 4, pp. 773-792

Young, Robert A. (1994b), "The Political Economy of Secessions: The Case of Quebec", Constitutional Political Economy, Vol. 5, No. 2, pp. 221-245 Young, Robert A. (1999), The Struggle for Quebec: From Referendum to Referendum? (Montreal: McGill-Queen's University Press)